

せいり ほんごう 整理番号	8-5-7	そうだん 相談レベル	3
ぶん ぶん 分類	びょうき 病気		
こう ぐく 項目	いりょうひ じよせい 医療費助成		
ない よう 内容	こうりびょうにん いりょうひ 行旅病人の医療費		

### 1 想定される質問の背景

○ 公的医療制度に加入できない。医療費を立て替えてくれる知人もいない。

### 2 基本的な質問と回答

**相談者** オーバースティで日本で働いていて病気になりましたが、健康保険などの公的医療制度に加入しておらず、医療費を立て替えてくれる知人もいません。どうしたらよいのでしょうか？

**回答者** 就学就労などで1年以上の日本在留が見込まれる場合は国民健康保険に加入できますが、旅行中の人などそうした公的保険に加入できない人については、行旅病人及行旅死亡人取扱法により、病気等により入院治療が必要となった場合の医療費等を助成する制度があり、医療機関に対して医療費が支払えない場合、当人に代わって入院中の医療費等を支払います。

**相談者** その制度の適用をうけるための要件は何ですか？

**回答者** 助成を受けられるのは、①行旅中に入院治療を要する状態に陥っている方、②当人に医療費等の支払い能力がなく、かつ救護者がいない方、③生活保護制度及び各種医療保険制度が適用されない方、の3要件をすべて満たす方です。

**相談者** 手続きの方法を教えてください。

**回答者** 行旅中の方が救護された地の市町村または、事故発生地の市町村が事務を取り扱います。この制度を適用するかどうかは、必要な調査を行った後に決定します。

### 3 派生する質問と回答

**相談者** 助成を受けた医療費は返さなくてもよいのですか？

**回答者** 救護に要した費用は、被救護者の負担とされ、被救護者が弁償できないときはその扶養義務者の負担となります。

**相談者** 死亡して引取者がいない場合にも、この制度は適用されますか？

**回答者** この制度は死亡人にも適用され、市町村が死体の火葬を行うことになります。その費用は、その遺留の金銭や有価証券を充て、足らない場合は相続人の負担とし、相続人から弁償を得られないときは死亡人の扶養義務者の負担となります。

### メモ欄

---



---



---



---



---



---